

平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：自治税務局企画課総務室 他 5 課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築		政策体系上の位置付け (地方行財政)政策 7
施策の概要	<p>平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>		
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成 21 年度地方税制改正における取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。 しかしながら、地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。</p> <p>(必要性) 地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。</p> <p>(有効性) 参考となる指標のうち、平成 19 年度決算における国と地方の税収比は 56.3 : 43.3 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 3.0 ポイント増加している等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実等について一定の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った等から効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体型の構築を進める。 また、経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、 ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 <p>等を目指す。</p>		
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011 年度までに必要な法制上の措置を講じます。

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

基本目標 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。
具体的には、
・当面国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること
・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること
等を目指す。

分権型社会を担う地方税制度の構築

地域福祉の充実等に要する財源の安定的確保

地方税の充実

参考指標: 国・地方の財源配分

地方間の税収格差の縮小

参考指標: 地方税収の人口一人当たり税収額指数

地方税の税収の安定性の確保

参考指標: 地方税収の推移、歳入総額に占める地方税の割合の推移、都道府県税及び市町村税の税収構成比

納税環境の整備、徴収体制の強化

参考指標: 地方税の滞納額(累計)の推移

地方税法等改正

参考指標: 地方税制改正の概要

税制調査会等における「あるべき税制」の実現に向けた議論

税制改正要望ヒアリングの実施(地方団体からの要望を含む)

経済社会の構造変化に対応した税制の検討

海外の地方税等調査の実施

税務広報の実施、税務統計の実施

下位レベルの施策

毎年度の地方税制度の見直し

(企画課)

(都道府県税課)

(市町村税課)

(固定資産税課)

(資産評価室)